

見学：網走市立美術館とエコーセンター

拡張する博物館の機能

授業の前に

【5月18日は「国際博物館の日」】

日本博物館協会（日博協）「国際博物館の日」 <https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=8>

ICOM公式ページ <http://network.icom.museum/international-museum-day>

テーマ 近年は社会的な内容になっている。

2017 Museums and Contested Histories : Saying the Unspeakable in Museums

歴史と向き合う博物館 ー博物館が語るものは

2016 Museums and cultural landscapes 文化的景観と博物館

2015 Museums for a sustainable society 持続する社会と博物館

2014 Museum collections make connections コレクションは世界をつなぐ

2013 Museums (Memory+Creativity) = Social Change 博物館（記憶と創造）は未来をつくる

2012 Museums in a changing world. New challenges, new inspirations

変容する世界と博物館～新しい朝鮮、新しい発想～

2011 Museums and Memory 思い出・記憶と博物館

2010 Museums for social harmony 社会の調和に博物館

2009 Museums and Tourism 観光と博物館

2008 Museums as agents of social change and development 博物館は変化と発展へのエージェント

2007 Museums and Universal Heritage 人類共通の遺産と博物館

2006 Museums and young people 青少年と博物館

2005 Museums bridging cultures 文化をつなぐ博物館

2004 Museums and Intangible Heritage 無形遺産と博物館

2003 Museums and Friends 博物館と友の会？

2002 Museums and Globalisation グローバリゼーションと博物館

2001 Museums: building community 地域をつくる博物館

2000 Museums for Peace and Harmony in Society 平和と調和のための博物館

1999 Pleasures of discovery 発見の楽しみ

1998-1997 The fight against illicit traffic of cultural property 文化財の違法取引との戦い

1996 Collecting today for tomorrow 明日に向けた収集

1995 Response and responsibility 責任と返答

1994 Behind the Scenes in Museums 展示の向こうに

1993 Museums and Indigenous Peoples 先住民と博物館

1992 Museums and Environment 環境と博物館

1. 博物館の機能の拡張

1) 基本機能

収集、保存、展示、教育、調査研究といったところ。

博物館法は第2条で基本機能を定義している。

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関 [略]

2) 拡張機能

基本機能は資料、つまり物に関する事項だった。それに対して拡張機能は人に関する、人が関わる内容となる。[

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

[一から七は「博物館資料」に関する規程、八以下が拡張部分、館外へ利用へ]

八 所在地や周辺の文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書や目録の作成、調査や普及

九 社会教育活動、その他の活動機会の提供や奨励

十 他の博物館や国の施設等と協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借の実施

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術、文化に関する施設との協力や活動援助

十二 土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、さらに学校教育の援助し得るようにも留意しなければならない。

3) 博物館は誰のものか（＝利用者は誰か）

博物館のおもな利用者の階層や属性はどうか。高学歴＝高収入な人か。低所得者は利用頻度が低いのか。税金と公務員を投入する組織として、そのような性格はいかかなものか、という議論が起こり。「社会的包摂」

イギリスの公立博物館協会の報告 Museums and Social Inclusion The GLLAM Report (2000)

レスター大学の解説ページと報告書へのリンク

<http://www2.le.ac.uk/departments/museumstudies/rcmg/projects/museums-and-social-inclusion-the-gllam-report/museums-and-social-inclusion-the-gllam-report>

2. 第三世代の博物館

1) 伊藤寿朗の整理

「第三世代の博物館像」（伊藤1993：141-154）は、現代の日本での博物館、とくに小規模館の進む道を示した。やや議論が粗いが、みなが振り返る内容であり博物館界に現在に至る大きな影響を与えた。

なお、第一世代、第二世代の役割は現在もなお重要。というより博物館の本質である。第三世代は、先行世代の基盤に構築され、共存するべきもの。第一世代、第二世代を取り壊して、第三世代を作るのは本末転倒だが、日本では現実にそれが生じている。

	第一世代	第二世代	第三世代
目的	保存（宝物殿）	公開（記念碑）	参加（市民活動）
中心	収蔵庫	展示室	事業
売店	ない	受付兼務	ミュージアムショップ

第一世代とは、国宝や天然記念物など、希少価値をもつ資料（宝物）を中心に、その保存を運営の軸とする古典的博物館である。個人コレクションを母体とした〇〇文庫、収集資料の保存を目的とした歴史民俗資料館、個人や事件の顕彰を目的とした〇〇記念館などがこの世代の典型である。第一世代は、観光や娯楽という非日常の利用の場であり、多くは観光地に設置されている。日々の生活とは別の世界を提示することに意味を持ち、人々もそれを期待している。特別の機会に鑑賞する博物館であり、展示以外の活動をする必要も生まれない。

第二世代とは、資料の価値が多様化するとともに、その資料の公開を運営の軸とする現在の多くの博物館である。県立博物館、中規模の市立博物館がこの世代の典型であり。どこの館でも常設展示の特色と、特別展示の開催に腐心している。学芸員という専門的職員が登場するのも第二世代からであり、物の〈調査・研究〉、物の〈収集・保管〉、物の〈公開・教育〉という、博物館固有の機能に即した活動も展開されてくる。第二世代は、知的好奇心・探究心を満たすための一過性の見学施設であり、多くは市街地の周辺に設置され、特別展示期間以外はあまり訪れない。展示以外に、一過性の教育事業など、さまざまな機会を提供し、要求に応えることに意味をもち、人びともそれを期待している。

第三世代とは、社会の要請にもとづいて、必要な資料を発見し、あるいはつくりあげていくもので、市民の参加・体験を運営の軸とする将来の博物館である。伊藤（1993）によれば「第三世代とは期待概念であり、典型となる博物館はまだない」という。正直な話、2010年現在でも、この「第三世代の博物館」は部分的にしか実現していない。（同：141-142）

以上の議論は、竹内順一氏が提起した概念を伊藤寿朗氏（故人）が整理したもの。

伊藤氏は第三世代は「まだない」とする一方、部分的に実現した博物館として次の名を挙げた。
大阪市立自然史博物館、横須賀市自然・人文博物館、川崎市青少年科学館
宮城県美術館、いわき市美術館、平塚市博物館

2) 平塚市博物館の実践『放課後博物館へようこそ』（浜口2000）

平塚市博物館 1976年開館 テーマは「相模川流域の自然と文化」

同館の準備室以来の学芸員であった浜口哲一（故人）は『放課後博物館へようこそ』（浜口2000）で博物館の類型として、自らの実戦経験をもとに「放課後博物館」を名付け、それとは別の大規模館に「遠足博物館」の名を与えた。これも優劣ではなく役割分担であり、伊藤の議論では第3世代と第2世代にあたる。

著作では下の様な内容が語られる。

活動内容は

入館無料

地域自然調査 淡水魚の調査、鳴く虫の調査、神奈川県植物誌調査

新たな活動 相模川を歩く会、漂着物を拾う会

市民参加調査 タンポポ調査、セミのぬけがら調べ

放課後博物館を見つけるには

自分の博物館を探す

博物館を使いこなす

博物館を作る運動

など、目次を眺めるだけで放課後博物館の概要がわかる。

平塚市博物館は、住民と学芸員がともに作り上げた活動が評価されている。

2) 災害対策と防災拠点

阪神・淡路大震災

登録文化財制度の促進

史料ネットの誕生

東日本大震災

被災資料（押し葉標本、民具、文書）の救出と全国規模での補修

被災水族館の生物の一時預かり：JAZAの取り組み

文化財の次世代への確かな継承－災害を前提とした保護対策の構築をめざして－（日本学術会議2014）

3. 博物館の社会的役割

1) 社会的とは

経済的役割

入館者収入：入館料＋物販＋飲食

波及効果1 地域経済：鉄道バスなど公共交通機関、宿泊、周辺の飲食店、ガソリンスタンド

雇用（被用者の生活支出）

波及効果2 地域イメージ：イベントの開催、周辺地域の魅力向上、地域のブランド化

政治的役割

文化文明の誇示

支配の正統性の明示

公的見解の開陳

資料の価値付け

社会的役割＝それ以外－教育研究機能、としておく

2) 博物館の社会的役割

社会的役割を実現するもの

公平性、公共性、低廉生 → この路線での話をしたい

排他的で高額高級なことで達成される社会的機能もある

社会的役割の実際

話題の提供

居場所の提供

共感一体感の提供

理系のための生涯学習概論 8

文章作成技法：レポートの書き方

必要資料 レポートの書き方2016 <http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~muse/text/report2016.pdf>

谷口旭（2006）論文の書き方 <http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~aqua/ss/pdf/how%20to%20write%20paper.pdf>

参考資料 大学レポート・論文の書き方 [著者不明] <http://www.report.gusoku.net>

立命館大学「論文・レポートの書き方」 http://www.ritsumei.ac.jp/ir/ir-navi/common/pdf/technic/technic_text_01.pdf

魚類学雑誌投稿規定 <http://www.fish-isj.jp/publication/tokokitei.html>

日本生態学会誌投稿規定 https://www.esj.ne.jp/esj/JJE/JJE_kitei.html

博学連携：学校と博物館

1. 学校で博物館に行くとき

1) 遠足・社会見学

「遠足博物館」

修学旅行

とりわけ平和学習

2) 修学旅行

郷土学習

地域学習 小学校3・4年生「社会」 生活主義／経験主義の構成。身の回りから世界へ。

*郷土学習、郷土、というのはいろいろな意味が込められている。たとえば、

社会科教育と郷土学習 http://near.nara-edu.ac.jp/bitstream/10105/6095/1/ier1_1-23.pdf

3) 博学連携

どうしてわざわざ「博学連携」などと言い出したのか。模範解答が下の記事。

教育の小径64「博学連携は進んでいるか」 <https://www.bunkei.co.jp/school/komichi/pdf/monthly201402.pdf>

2. 学習指導要領での取扱い

1) 学習指導要領とは

・法的根拠

学校教育法施行規則第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

中学校：第74条、高校：第84条

つまりは、学校での教育過程（＝カリキュラム）の基準を示したもの

現行は平成20（2008）年度版。現在、平成29年3月公示の新学習指導要領への移行期間。以下、平成20年度版、

2) 小学校 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/11/29/syo.pdf

第2章：各教科

各節 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

社会、理科、図画工作に博物館や美術館が現れる。科学館、動物園、水族館、は出現しない。

第2節：社会 [1 指導計画]

(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。

(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

第4節：理科 [1 指導計画]

(1) 第2の各学年の内容を通じて観察、実験や自然体験、科学的な体験を充実させることによって、科学的な知識や概念の定着を図り、科学的な見方や考え方を育成するよう配慮すること。

(2) 観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。

(3) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用するよう配慮すること。[第7節：図画工作 [2 内容の取扱い]

(5) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

第5章 総合的な学習の時間 [2 内容の取扱い]

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

3) 中学校 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/_icsFiles/afieldfile/2010/12/16/121504.pdf

小学校と同様であるが、より踏み込んだ具体的な記述になる。

社会

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

理科

(5) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。

美術

(2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようすること。

総合学習

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

3) 学習指導要領に博物館が明記されてると、どうなるの？ いいことがあるの？

3. 実践事例

「博物館と学校がつくる地域学習」 https://www.kahaku.go.jp/learning/leader/experiment/download/mdayt-case_h26.pdf

大阪市立自然史博物館の報告 <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/edu/ws.pdf>

科博「教員のための博物館の日」 https://www.kahaku.go.jp/learning/leader/experiment/download/mdayt-case_h26.pdf

川湯エコミュージアムセンター <http://www.kawayu-eco-museum.com/integratedstudy/>

国立国会図書館のまとめ http://crd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000159852